



当NPOが仮認定特定非営利活動法人に「認定」されました！

当NPOは、東京都から平成 27 年 1 月 28 日付で、仮認定特定非営利活動法人として、「認定」されました。

この認定の有効期間は平成 27 年 1 月 28 日から平成 30 年 1 月 27 日までの 3 年間です。認定の期間、当NPO法人への寄附者(個人・法人)は税制上の優遇措置を受けられることになりました。また、この期間に 3,000 円以上の寄附者 200 名を確保し本認定への移行を進める予定です。

優遇措置は次のとおりです。

【個人が寄附をする場合】

所得税(国税)の計算において、寄附金控除(所得控除)または税額控除のいずれかの控除を選択適用できます。また、都道府県または市区町村が条例で指定した認定(仮認定)NPO法人に個人が寄附をすると、個人住民税(地方税)の計算において、寄附金税額控除が適用されます。国税と地方税あわせて、寄附金額の最大 50%が税額から控除されます。なお、「寄付金控除」を受けるためには、確定申告を行う必要があります。

【法人が寄附をする場合】

法人が認定(仮認定)NPO法人に寄附をすると、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられており、その範囲内での損金算入が認められます。

U-ネットでは、今後も公益性の高い活動を行うNPO法人として、一般により認知されるよう努力してまいります。活動にご理解賜りますとともに、支援金等につきましても、引き続きご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

※ 税制上の優遇措置等についての詳しいことは内閣府NPOホームページ <https://www.npo-homepage.go.jp> をご覧ください。